

令和7(2025)年度

中野区

特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収のしおり

目次

●特別徴収事務のご説明

特別徴収の制度について	1
徴収及び納入について	2. 3
退職・転勤などの異動があった場合の手続き	4
退職所得に対する住民税について	5. 6
給与所得者異動届出書の記入例	7. 8. 9

●各種関係用紙

給与所得者異動届出書(2枚)	10. 11
特別徴収切替届出書	12
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	13

予備納入書	14
郵便局指定通知書	15

●給与支払報告書の提出について

地方税法第317条の6第5項により、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合は、電子による報告が義務付けられています。

中野区への提出は、eLTAXをご利用ください。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

中野区役所

2階11番窓口
〒164-8501 中野区中野4丁目11番19号

●課税内容・異動届等について

税務課 課税係	03-3228-8913 (直通)
	03-3228-8917 (直通)

●退職所得(住民税)・還付について

税務課 収納係	03-3228-8920 (直通)
---------	-------------------

●納税相談について

税務課 納税係	03-3228-8910 (直通)
---------	-------------------

この用紙は中野区のホームページからダウンロードできます。
また、eLTAXでも提出可能です。どうぞご利用ください。

中野区ホームページ

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>
くらし・手続き > 申請書ダウンロード > 国保・年金・税金 > 税金の記事一覧から該当の届出書を選択してください。



eLTAX (地方税ポータルシステム) ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

特別徴収義務者様

特別区民税・都民税・森林環境税（※）の特別徴収につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先に提出していただきました給与支払報告書に基づき、令和7（2025）年度特別区民税・都民税・森林環境税（※）の特別徴収義務者に指定します。

つきましては、本しおりをご参照のうえ、特別徴収事務の取り扱いをお願いいたします。

※森林環境税とは、令和6年度（2024年度）から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

特別徴収の制度について

1. 特別徴収とは

納税義務者（給与の支払を受ける方）の便宜を図るため、納税義務者が1年間に納付しなければならない住民税額を12か月に分け、その額を毎月給与から差し引いて区市町村へ納入していただく制度です。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払者は、原則としてこの特別徴収を行う義務があり、その事務を行う事業主を特別徴収義務者といいます。特別徴収義務者は特別徴収開始月から翌年5月まで、住民税を特別徴収の方法により納入していただきます。

3. 個人住民税の特別徴収の徹底

東京都と都内全62区市町村では、平成29年度から、原則として全ての事業主の方を特別徴収義務者に指定しております。給与支払報告書で普通徴収希望となっていても、普通徴収切替理由書の提出等に不備があった場合は、特別徴収となります。

同封した特別徴収税額通知書の取り扱い

●特別徴収義務者用

特別徴収事務にご利用ください。新規の税額決定時のほか、年度途中で税額が変更となる方がいる場合に通知します。

●納税義務者用

5月末日までに納税義務者（給与の支払を受ける方）へお渡しください。

令和6年度通知分より圧着式に変更になりました。従業員の方には、圧着加工部分を剥がさずにお渡しいただきますようお願いします。

また、圧着式ではなく個人情報保護シールを貼付した通知をお送りすることがございます。給与の支払者は、2箇所に貼られているシールを剥がさず、従業員の方にお渡しください。

個人番号・法人番号の記載について

各届出書の所定の欄に、個人番号及び法人番号の記入が必要になっています。各届出書の欄外注意書き等も参照のうえ、お取り扱いいただきますようお願いします。

徴収及び納入について

1. 徴収方法

同封の「特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)」に基づき、特別徴収開始月から翌年5月まで、毎月支払う給与から順次徴収してください。

2. 納入方法

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を、翌月の10日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)までに納入してください。

地方税共通納税システムを利用し、パソコンから電子納税することもできます。

中野区作成の納入書を同封しています。ただし、納入書が必要と連絡をいただいていない場合は同封していません。

●取り扱い金融機関

- ①特別区公金収納取扱店(銀行・信用金庫など)
- ②中野区役所(区役所内指定金融機関派出所を含む)及び各地域事務所
- ③ゆうちょ銀行・各郵便局 ただし、東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨以外で納入される場合は、15ページの「指定通知書」をゆうちょ銀行または郵便局に提出してください。

●現金書留での納入も可能です。その際宛て名は、【税務課 納税係】と記入してください。

●年度の途中で納入金額に変更があった場合の取り扱い

中野区では、退職・税額変更等により納入金額に変更があった場合でも、**変更後の納入書は原則お送りしておりません。**

納入の際は、納入書の金額を訂正してお使いください。訂正の方法は納入書裏面をご覧ください。

●予備納入書について (14ページ)

退職所得に対する住民税の納入用としてご利用ください。

なお、納入書の書損じ・汚損の場合にもご利用いただけます。

記入にあたっては「消せるボールペン」は使用できません。

●延滞金額は、税額と納期限後の日数に応じて計算されます。
(地方税法第41条、第326条、附則第3条の2、中野区特別区税条例第8条、付則第2条の2)
計算の詳細は、中野区ホームページをご覧ください。

3. 納期限について

令和7(2025)年度の納期限は次の表のとおりです。

納期限が過ぎても納入がない場合は、法律により**督促状**を送付することになります。ただし、銀行等で納入いただいてから当区にて収納を確認できるまで、2週間程度かかります。そのため行き違いで督促状を送付することもありますので、その際はご容赦願います。

【令和7(2025)年度・月別の納期限】

給与の支払月(徴収する月)	納期限
令和7(2025)年 6月分	令和7(2025)年 7月10日
	8月12日
	9月10日
	10月10日
	11月10日
	12月10日
	令和8(2026)年 1月13日
	2月10日
	3月10日
	4月10日
	5月11日
	6月10日

納期は地方税法で定められています。必ず納期限内に納入してください。

4. 納期の特例について

給与支払人員が常時10人未満の事業所等には、年2回の納期にまとめて納入できる「納期の特例」の制度があります。

※給与からの徴収（天引き）は毎月行っています。

●特例を受けるための要件

以下のすべてに該当していることが必要です。

- ・給与の支払を受ける方の人数が常時10人未満である。
- ・中野区において特別区民税・都民税の滞納がない。
- ・過去に納期の特例の承認の取消を受けた場合は、取消を受けてから1年以上経過している。

●納期の特例の適用を希望する場合は、申請書を提出してください。

要件が該当すれば承認通知を送付します。適用開始は申請月以降です。申請書のダウンロード、手続きの詳細は、中野区ホームページをご覧ください。

5. 金融機関による納入代行サービスや自社作成の納入書により納入される事業所の皆様へ

●特別徴収義務者指定番号は8桁です。ご注意ください。

●納入の際は、次の①～④の事項を必ず記入してください。

①【市区町村コード】 131148

②【口座番号】

ゆうちょ銀行・各郵便局を利用する場合	00120-3-960026
他の金融機関を利用する場合	東京⑬26

中野区作成の納入書に記載されている口座番号
「00160-1-960339」は、使用できませんので
ご注意ください。

③【加入者名】 中野区会計管理者

④【特別徴収義務者指定番号】 特別徴収税額通知書でご確認ください。

※中野区の指定番号は8桁です。納入の際は、今年度の特別徴収税額通知書にある8桁の番号を使用してください。

6. 納入にあたってのお願い

●各月の納入金額を誤って納入し、他の月で増額・減額して調整する際には、必ず【税務課 収納係】へご連絡ください。

●納入書は、納税義務者（給与の支払を受ける方）へは渡さないでください。

7. 納税相談について

納税相談が必要な場合は、お早めにお申し出ください。

「地方税共通納税システム」をご利用ください（2019年10月開始）

<メリット>

- ・パソコンからインターネット（eLTAX）を通じて納税できます
- ・一度の操作で全国の地方公共団体へ一括して納税できます
- ・ダイレクト納付（インターネットバンキングの契約不要）とインターネットバンキングとクレジットカードの3つの方法で納税できます
- ・ダイレクト納付は手数料無料です
- ・クレジットカード納付は所定の手数料がかかります

<留意点>

- ・eLTAXの登録やダイレクト納付のための手続き等が必要です
※利用可能な金融機関、登録や手続き等、詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>

退職・転勤などの異動があった場合の手続き(退職・転勤、入社及び名称・所在地等の変更)

1. 退職等の場合

退職等により、特別徴収ができなくなる場合は、10・11ページの「給与所得者異動届出書」に所定の事項を記入してご提出ください。異動日により取り扱いが異なります。

ア. 異動日（退職日等）が12月31日までの場合

未徴収分の税額について普通徴収へ徴収方法を変更します。また、納税義務者（給与の支払を受ける方）が希望すれば一括徴収して納入することができます。

イ. 異動日（退職日等）が1月1日から4月30日までの場合

最後の給与・退職金より5月までの税額を一括徴収することが義務となります。一括徴収して納入してください。
(7ページ及び8ページの記入例をご参照ください。)

※退職等により普通徴収へ徴収方法を変更する方が、退職後、国外に転出（帰国）する場合は、ご本人に「納税管理人承認・認定申請」の手続きを行うようご案内ください。

2. 転勤・再就職等の場合

転勤・再就職等により新勤務先で特別徴収を継続する場合は、前勤務先にて10・11ページの「給与所得者異動届出書」上段の前勤務先に係る事項を記入したのち、その届出書を新勤務先へ送付し、新勤務先にて下段の新勤務先に係る事項、及び納税義務者（給与の支払を受ける方）の個人番号を記入したうえでご提出ください。

(9ページの記入例をご参照ください。)

※転勤等による特別徴収継続手続きにおける個人番号の取り扱い

- ・納税義務者（給与の支払を受ける方）の個人番号は、前勤務先では記入せず、新勤務先が本人から提供を受けて記入してください。
- ・前勤務先が個人事業主で法人番号がない場合は、個人事業主の個人番号は記入せず、空欄のまま新勤務先に書類を送付してください。

3. 入社等による特別徴収の開始(普通徴収からの切替え)

普通徴収で住民税を納付していた方が入社された場合など、徴収方法を普通徴収から特別徴収へ切替える場合は、12ページの「特別徴収切替届出書」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

【ご注意】

普通徴収の納期限が過ぎたもの及び納付済みのものについては、特別徴収への切替えはできません。納期限をあらかじめ確認のうえ、手続きをしてください。

普通徴収の期別	納 期 限
1期	令和7（2025）年6月30日
2期	9月 1日
3期	10月31日
4期	令和8（2026）年2月 2日

4. 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更があった場合

13ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に必要事項を記入のうえ、速やかにご提出ください。送付先の指定、変更の場合も同様に届け出をお願いします。

5. 異動届出書等の提出先・提出期限等

提出先：税務課 課税係

提出期限：異動が生じた月の翌月の10日まで

退職所得に対する住民税について

退職所得とは、退職金、一時恩給など退職により支払われる退職手当等にかかる所得をいいます。

退職所得に対する個人の住民税（特別区民税および都民税）については、他の所得と分離して、退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその金額を差し引いて、特別区民税と都民税を合わせて区市町村に納入（特別徴収）することとされています（分離課税にかかる所得割）。

1. 住民税の納入先

退職日等の属する年の1月1日において退職手当等の受給者が居住していた区市町村に納入してください。

※「退職日等」は、通常の従業員の場合は退職日、役員等の場合は退職手当等の額が具体的に確定した日となります。

退職手当等の支払い日とは異なりますのでご留意ください。

2. 特別徴収の必要がない退職手当等

（1）分離課税の対象となる場合

次のアまたはイの条件に該当する方については、退職手当等にかかる個人住民税は分離課税の対象にはならず、特別徴収の必要はありません。

ただし、この場合は総合課税の対象となり、翌年に他の所得と合算して個人住民税が課税されます。

ア. 常時2人以下の家事使用人のみに給与等を支払う者から退職金を受けた場合（翌年に確定申告が必要）

イ. 退職手当等を受ける方が次のいずれかの非居住者にあたる場合

●退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない場合

●退職手当等の支払を受けるべき日において、国内に住所を有しない場合

※イの場合で、退職手当等を受ける方が、退職日の翌年1月1日現在において国内に住所を有する場合には、住所地の区市町村で個人住民税の申告をする必要があります。

（2）非課税になる場合

次の条件に該当する方については、退職手当等にかかる個人住民税は課税されません。

- 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない方
- 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 死亡により支払われる退職手当等を受け取られた方（相続税法の規定により、相続税の課税対象になります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。）

3. 提出書類等

●特別徴収票

支給を受ける全ての人について、令和7年12月26日付地方税法施行規則の一部改正の省令により当分の間、市区町村への「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」の提出は不要となりました。

課税・非課税を問わず、法人（人格のない社団・財団を含む）の役員（相談役・顧問その他これらに類する者を含む）に対して退職手当等を支払うときは、退職の日以後1か月以内に、特別徴収票を提出してください。

ただし、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の特別徴収票については、退職手当等の支払を受けるすべての受給者について提出してください。

4. 納入期限と納入方法

●納入期限

退職手当等の支払日の翌月の10日までに納入してください。

●納入書・納入申告書の記載（中野区の場合）

14ページの【納入書】の両面に内容を記入のうえ、納入してください。記入にあたっては、「消せるボールペン」は使用できません。

①おもて面の【退職】（又は【退職所得分】）の欄に、納入税額を記入してください。

②うら面の【納入申告書】に記入してください。

●納入方法

中野区への住民税は、以下の場所・方法で納入できます。

①銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合など

(特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店)

②関東及び山梨県の郵便局・ゆうちょ銀行

③中野区役所及び各地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）

④地方税共通納税システム

5. 特別徴収する税額

●計算の方法

特別徴収する税額は、【退職所得】に特別区民税・都民税の各税率を適用した後で端数処理した税額を合計した金額です。

【退職所得】は、退職手当等の金額から退職所得控除額を差し引き、2分の1にした額（千円未満切り捨て）です。

ただし、役員としての勤続年数が5年以下の法人役員等の退職手当等は2分の1にしません。退職手当等の金額から退職所得控除額を差し引いた額（千円未満切り捨て）となります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（年末満の端数は切り上げ） (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円+{70万円×(勤続年数-20年)}

退職者の役職等	退職所得の計算
勤続5年以下の法人役員等*	退職手当等 - 退職所得控除
上記以外の者	(退職手当等 - 退職所得控除) ÷ 2

*法人役員等には、顧問・相談役が含まれます。また、勤続5年以下の国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員も*1が適用されます。

*勤続年数5年以下の法人役員等以外の場合は、退職手当等の金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、2分の1にする措置は適用されません。

区分	特別区民税	都民税
税率	6% (100円未満切り捨て)	4% (100円未満切り捨て)

【計算例】

退職手当等の金額：20,845,213円、勤続年数：25年2か月（26年として計算）の場合

①退職所得の金額を求めます。

[収入金額] [退職所得控除金額]

$$\cdot 20,845,213\text{円} - \{800\text{万円} + 70\text{万円} \times (26\text{年} - 20\text{年})\} = 8,645,213\text{円} \quad [\text{控除後の金額}]$$

$$\cdot 8,645,213\text{円} \div 2 = 4,322,606.5\text{円}$$

1,000円未満を切り捨て ⇒ 4,322,000円 [退職所得の金額]

②退職所得の金額に税額を適用します。

$$\text{特別区民税 } 4,322,000\text{円} \times 6\% = 259,320\text{円}$$

$$1,000\text{円未満を切り捨て} \Rightarrow 259,300\text{円}$$

$$\text{都民税 } 4,322,000\text{円} \times 4\% = 172,880\text{円}$$

$$1,000\text{円未満を切り捨て} \Rightarrow 172,800\text{円}$$

③特別徴収する納入税額を計算します。

[特別区民税] [都民税]

$$\text{納入税額 } 259,300\text{円} + 172,800\text{円} = 432,100\text{円}$$

*各税額で切り捨て計算をするため、退職所得×10%より少ない場合がありますのでご注意ください。

給与所得者異動届出書の記入例 1 【退職により普通徴収へ切替え】

従業員の社員番号など、特別徴収税額決定・変更通知書に表示してほしい。管理番号があれば記入してください。特に希望がなければ空欄のままご提出ください。

1月1日現在の住所
と違う場合に記入
してください。

※1月1日から4月30日までの異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務づけられています。

特別徴収税額決定・変更通知書に記載されている8桁の番号を記入してください。

法人番号を記入します。
個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

收
付)

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。
※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
※退職等により特別徴収から普通徴収へ徴収方法を変更する方が、退職後国外へ転出（帰国）する場合は、納税義務者（給与の支払を受ける方）本人が、「納税管理人承認・認定申請」の手続きを行うようご案内ください。

給与所得者異動届出書の記入例2 【退職により一括徴収】

従業員の社員番号など、特別徴収税額決定・変更通知書に表示してほしい管理番号があれば記入してください。特に希望がなければ空欄のままご提出ください。

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法が、一括徴収の場合は、この欄にも記入してください。

第6号の6様式(1)

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

				年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
御注意	3 2 1 〔従業員の社員番号など、特別徴収税額決定・変更通知書に表示してほしい管理番号があれば記入してください。特に希望がなければ空欄のままご提出ください。〕	市町村長殿	所在 地	〒 012-3456 ○○県××市△△1-2-3		特別徴収義務者指定期番号 宛名番号 所属 氏名 担当者先 電話	60000000 1 人事課人事労務係 特徴 花子 000-0000-0000 内線 (000)		八号様式 (用紙目)		
				給与支払者	特別徴収義務者						
令和〇年〇月〇日提出		氏名又は名称	カブシキガイシャ マルバツショウジ 株式会社 ○ × 商事	個人番号 又は法人番号 1111111111111111	〔個人番号の記載に当たっては、左端を「1」で始めて記載〕						
給与所得者	フリガナ 中野一郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		税額の徴収			
	生年月日 昭和50年1月1日	140,000 円	6月から 12月まで	1月から 5月まで	令和〇年 △月 ×日	1. 退転 2. 休職 3. 死亡 4. 手取方を記入 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通 (本人納)			
	個人番号 2222222222222222		82,000 円	58,000 円							
	受給者番号 00001234										
	1月1日現在の住所 中野区△△3-2-1										
異動後の住所 中野区□□4-5-6											
1. 特別徴収継続の場合											
新規 特別徴収義務者指定期番号		法人番号 新規		所 在 地		担当者連絡先		新しい勤務先へは、月割額_____円 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新規 特別徴収義務者指定期番号		法人番号 新規		所 在 地		担当者連絡先		受給者番号 内線() 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要 右から番号を記入			
2. 一括徴収の場合											
理由 1 右から番号を記入		1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 1月 20 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 58,000 円		左記の一括徴収した税額は、 1月分(翌月10日納入期限分) 納入します。			
3. 普通徴収の場合											
理由 右から番号を記入		1. 異動が令和 年12月31日まで、 2. 令和 年5月31日までに支払われる 3. 死亡による退職であるため									
【例】未徴収税額を一括徴収して、1月分で納付する場合 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 82,000円 (6月から12月分) (ウ) 未徴収税額(一括徴収で納める額) 58,000円 (1月から翌年5月分)											
※(ウ)の未徴収税額を一括して区へ納入します。											

特別徴収税額決定・変更通知書に記載されている8桁の番号を記入してください。

法人番号を記入します。
個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」を選択してください。

※1月1日から4月30日までの退職の場合は、5月分までの税額を一括徴収してください。
また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。

一括徴収の場合は、左記の「一括徴収の理由」等の欄も合わせてご記入ください。

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。

※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。

※1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務づけられています。

給与所得者異動届出書の記入例3 【転勤・再就職により特別徴収継続】

第6号の6様式(1)

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

街注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください

給与所得者の個人番号は、新勤務先で、本人から提供を受けて記入してください。
※旧勤務先では記入せずに新勤務先へ送付してください。

特別徴収税額決定・変更通知書に記載されている8桁の番号を記入してください。

法人番号を記入します。
※個人事業主の方は個人番号の記入はせずに、新勤務先に送付してください。

1 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号	60056789	新規	法人番号	3333333333333333
所 在 地	〒654-3210 ○○県×市△△1-2-3			所属
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ			担当者連絡先
氏名又は名称	○×不動産 株式会社			氏名
				電話
				111-1111-1111 内線(111)

新しい勤務先へは、月割額 **11,600** 円を
9 月分（翌月10日納入期限分）から
徴収！ 納入するよう連絡済みです。

3 一括微収の掲示

乙、一括取扱いの場合

左記の一括徴収した税額は、

理由

【例】旧勤務先の
(ア)特別徴収税
(イ)徴収済額
(ウ)未徴収税額

※ (ウ) の未徴収税額を新勤務先で特別徴収します。

(ア) 特別徴収税額(年税額)	140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額(旧勤務先で特別徴収する額)	35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額	104,400円(9月から翌年5月分)

従業員の社員番号など、税額通知書に表示してほしい管理番号があれば記入してください。特に希望がなければ空欄のままで提出ください。

この欄は新勤務先の会社が記入します。
あわせて、上記給与所得者の個人番号について、本人から提供を受けて記入してください。

【提出者】王立军【日期】2011-11-28 09:00 【卷】A3 【页】1/1

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。

※転勤・異動後も特別徴収を継続する場合は、旧勤務先で上段（給与所得者の個人番号を除く）を記入して、新勤務先に送付し、新勤務先が下段を記入して中野区に提出してください。

* 給与所得者の個人番号は、新規登録時に提出して、本人から提供を受けて記入してください。

※相手所持者の個人留印は、新勤務元にて、本人から提供を受け記入
※異動届出書は異動が生じた日の翌日10日までに提出してください

※新勤務生に税額通知書をお送りするまでに、異動届出書を受理してから約3~4週間かかります

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

(◎異動があった場合は、速やかに提出してください。)

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、旧勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付してください。 また、旧勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者の欄の「個人番号」は、旧勤務先では記載せず、新勤務先へ送付してください。 新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。 1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。	2 黒のボールペン又はペンで記載してください。 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、旧勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。	1 市町村長殿	給与支払者	特別徴収義務者	所在 地	〒											特別徴収義務者指定期番号	宛名番号	
			令和 年 月 日提出		フリガナ												担当者連絡先	所属	
					氏名又は名称												氏名	電話	
				個人番号 又は法人番号												←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めて記載	内線（ ）		
給与所得者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由				異動後の未徴収税額の徴収方法					
	氏名																		
	生年月日	年 月 日																	
	個人番号																		
	受給者番号																		
	1月1日現在の住所																		
	異動後の住所																		
		月から	月から	年	右から番号を記入	1. 退職	職勤欠亡	1. 特別徴収継続											
		月まで	月まで	月		2. 転勤	・長	2. 一括徴収	右から番号を記入										
				日		3. 休職	・解散	3. 普通徴収 (本人納付)											
						4. 死亡	・その他												
						5. 支払少額・不定期													
						6. 合併													
						7. その他の事由・理由													
		円	円	円															
1. 特別徴収継続の場合																新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新しい勤務先	特別徴収義務者指定期番号					(新規)	法人番号	担当者連絡先	所属	受給者番号				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)					
	所在地	〒																	
	フリガナ																		
	氏名又は名称																		
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。								
		月	日	円															
2. 一括徴収の場合																			
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)												
		月	日	円															
3. 普通徴収の場合																※市町村記入欄			
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)												
		月	日	円															

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 中野区税務課 課税係

特別徴収切替届出書

名称のフリガナを必ずご記入ください。

		区市町村使用欄			
令和 年 月 日 提出 (宛先) 中野区長あて	所在地 (住所) フリガナ	〒 -		特別徴収義務者 指 定 番 号	※区市町村ご に異なります 新規の場合、納入書（要・不要）
	名 称 (氏名) 代表者の職 氏 名			係 担当者 連絡先	
					氏名
給与 所得者	受給者番号 フリ ガ ナ			普通徴 収 切替期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 · 2 · 3 · 4 · 〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。
	氏 名				
	生年月日	昭和 · 平成	年 月 日		
	1月1日現在 の 住 所	〒 -		特別 徹 収 開始予定月	□ 月分 (月 日 納期分) から 特別徴収を開始します。 ※特別徴収の開始月は原則、この届出書の到着日の 翌々月以降となります。
	現在の住所	〒 -			
		※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			
			届出理由	1 入社 2 その他()	

【注意事項】

- 普通徴収の納期限が過ぎたもの及び納付済みのものは、特別徴収への切替ができません。切替期別は本人に確認してください。(口座振替をご利用の方は、納期限前でも切替ができない場合があります。)

普通徴収の納期限 第1期：6月末日 第2期：8月末日 第3期：10月末日 第4期：翌年1月末日 ※納期限が土・日・祝日の場合は翌平日
- 税額通知書の発送までに、約3~4週間かかるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕をもって行ってください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 中野区税務課 課税係

※中野区処理欄			
特普 1·2	-	-	
データ化	入 力	点 檢	口座有無 有 · 無

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 年 月 日 提出 (宛先) 中野区長あて	(特別 徴収 義務 者)	所在地 (住所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。								特別徴収義務者 指定 番号	※区市町村ごと に異なります				
		名称 (氏名)										担当者 連絡先	係			
		代表者の 職 氏 名											氏名			
		法人番号												電話	-	-

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください
 - ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 年 月 日

事項	変更前(旧)	※変更項目のみ記入してください。	変更後(新)	※変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所在地 (送付先)	〒 -		〒 -	
フリガナ				
名称				
電話番号	- -	(内線)	- -	(内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更（登記上の住所とは別に、郵送物の送付先を設定・変更する場合） 3. 社名（名称）変更 4. 法人成り（法人化） 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他（ ）			

1. 指定番号を新規に取得する。(法人成りの場合はこちらに該当します)
※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。
※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

指定番号

3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。

指定番号

統合・合併・分割される事業所	所在地	〒 -									
	フリガナ										
	名称										
	電話番号	- -					(内線)				
法人番号											
特別徴収義務者 指定番号											※区市町村ごと に異なります

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 中野区税務課 課税係

中野区		公								
領 収 証 書		26								
振替口座	00120-3-960026									
加入者名	中野区会計管理者									
特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分)										
特別徴収義務者指定番号			納	特						
元号(和暦)		年		月分						
納入税額	給与 (一括徴収分含む)	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職 (分離課税分)									
	計									
納期限	年 月 日									
特別徴収義務者名										
様										
上記のとおり領収しました										
※納税者の異動があった場合は必ず「異動届」を提出してください	領 収 日 付 印									
(中野区役所分)		(特別徴収義務者保管)								

中野区		公		
納入済通知書		26		
振替口座	00120-3-960026			
加入者名	中野区会計管理者			
特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分)				
特別徴収義務者指定番号		納特		
元号(和暦)	年	月分		
納入税額	千 百 給与 (一括徴収分含む)	十 万 退職 (分離課税分)	千 百 計	十 千 円
納期限	年 月 日			
特別徴収義務者名				
電話	()		納	
上記のとおり収納しましたから通知します				
取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター 郵便番号 330-9794	領 收 日 付 印			
(中野区役所分)	(主管課保管)			

中野区								公		
納入書								26		
(原符)										
振替口座		00120-3-960026								
加入者名		中野区会計管理者								
特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分)										
特別徴収義務者指定番号								納	特	
元号(和暦)			年			月	分			
納入税額	給与 (括徴収分含む)	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職 (分離課税分)									
	計									
納期限		年 月 日								
特別徴収義務者名										
納										
上記のとおり領収します					領					
納入場所 特別区指定金融機関 (区役所内派出所を含む) 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び 関東各県所在のゆうちょ 銀行・各郵便局					收					
日 口					日付印					
計										
(中野区役所分) (受付金融機関保管)										

特別区民税 納入申告書
都民税

中野区長 あて

(受付印)

年 月 日 提出

年 月 分 人 員 人

退職手当等 支 払 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徵 收 稅 額	特別区民税									
	都 民 稅									

(特別徵收義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

法人番号										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により
上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告
します。

◎この納入申告書は、退職所得に係る特別区民税・都民税がある場合のみ記入してください。

◎特別徵收義務者が個人事業主である場合は、この納入申告書は使用せず、空欄のまま金融機関等へ提出してください。
この場合、個人事業主の方は、右記のとおり納入申告書を別途当区へ提出してください。

◎記入方法

1. 退職手当の支払額

退職者に支払った退職手当等（控除前）の金額です。

2. 特別徵收稅額

退職所得に係る特別区民税・都民税の内訳で、合計額は、納入書（表面）の退職分の金額と同額になります。

納入申告書については、中野区ホームページからダウンロードするか、下記担当へお問い合わせください。

[https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/
kokuho/zeikin/taisyokusyotoku.html](https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kokuho/zeikin/taisyokusyotoku.html)

(問合せ先)

税務課 収納係 03-3228-8920(直通)

東京都・山梨県及び関東各県以外のゆうちょ銀行・各郵便局をご利用の特別徴収義務者の方へ

特別徴収税額の納入に東京都、及び神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨の各県以外のゆうちょ銀行・各郵便局を利用する場合は、初回の納入の際、右の通知書にゆうちょ銀行または郵便局名をご記入のうえ、当該ゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

なお、一度通知書を提出すれば翌年以降改めて提出する必要はありませんので、前年度指定通知書を提出されている方は、今年度も引き続き利用できます。

私製納入書で納入する場合の口座番号

「00120-3-960026」

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行 本・支店長様

郵便局長様

中野区長
(公印省略)

(切り取り線)

地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、貴店(局)を当区の特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収収納取扱店に指定したので通知します。

認可又は承認番号 営六第1345号

口座番号 00160-1-960339

加入者の名称 中野区会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行

東京貯金事務センター